

①申請者及び申請方法について

| | Q | A |
|----------|--|---|
| 申請者について | | |
| 1 | 「運営する者」とはどのような意味ですか？ | 営業許可書の許可を受ける者を問わず、当該宿泊施設を経営（所有）している者です。 ただし、財産処分を伴わない50万円以下の申請については、経営者ではない営業許可書の許可を受ける者でも申請可能です。 |
| 2 | 都外に本社がある場合でも申請できますか？ | 宿泊施設が東京都内であれば申請いただけます。 |
| 申請方法について | | |
| 1 | 複数回申請することはできますか？ | 1施設につき複数回申請することは可能ですが、既に申請済みの事業が完了している必要があります。また、同一事業での複数回申請はできません。 |
| 2 | 申請書の実施予定期間はどのように書けばよいですか？ | 既に物品を購入（契約）していれば、購入（契約）した日～設置が完了した日（1日で購入・設置した場合は始期と終期に同じ日）を記入してください。購入していなければ、実施予定期間の始まりは申請日以降にしてください。複数事業を行う場合は、一番早い開始予定日と一番遅い終了予定日を記入してください。 |
| 3 | 令和2年5月14日以降に実施した事業が対象とありますが、これは契約発注日ですか？納品日ですか？ | 令和2年5月14日以降に発注・契約した事業が対象になります。 |
| 4 | 発注して支払いを終わっていない場合、対象になりますか？ | 令和3年1月15日までに支払いを完了する事業が対象になります。 |
| 5 | 別紙の書き方を教えてください。 | 1事業につき1行で記載してください。申請時に導入・購入済みの場合でも、実績報告の欄は空欄にしてください。 |
| 6 | 既に購入したものとこれから購入するものを合わせて申請できますか？ | 合わせて申請いただけます。既に購入したものとこれから購入するものとで事業内容を分けて記載してください。 |
| 7 | 申請前に既に導入・購入した場合、申請書の提出時に領収書等の添付書類も提出する必要がありますか？ | 既に購入済み分がある場合は、契約書・納品書・請求書・領収書・設置後の写真・成果物（カタログ等）など実施報告時に必要な添付書類（要領P7）を申請時に提出してください。 実績報告書そのものは交付決定後にご提出いただきますので申請時には不要です。 |
| 8 | 既に物品を購入したものの、領収書が手元にありません。又は、領収書には内訳の記載がありません。 | 領収書がなければ対象外となります。内訳の記載がない場合は、原則契約（購入）先に書いてもらってください。それが難しい場合は、領収書に購入したものの内訳・数量が分かるものを添付してください。 |
| 9 | 非接触型サービス等導入支援補助金とアドバイザー支援の両方を申請することはできますか？アドバイザーのみの申請もできますか？ | 両方の申請もアドバイザーのみの申請も可能です。 |
| 10 | 非接触サービス補助金とアドバイザーの両方を申請する場合、同時でないといけませんか？ | 同時でなくても構いません。 |

②非接触型サービス等導入支援補助金の対象事業等について

| | Q | A |
|----------|---------------------------------|--|
| 対象事業について | | |
| 1 | 宿泊者同士の非接触対策は対象になりますか？ | 対象になります。 例：食堂等の座席間に設置する仕切り版、フロント前の床に貼付する配列間隔シール（足元の並ぶライン）など |
| 2 | 従業員同士の非接触対策は対象になりますか？ | 対象外です。 例：PCを1人1台、ソフトの導入など |
| 3 | 自社又は取扱製品・サービスは対象になりますか？（メーカーより） | 個別具体的な製品・サービスに対して対象になるか否かの判断はしておりません。運用にもよるかと思いますので、宿泊施設からご申請いただいた後、判断させていただきます。 |
| 4 | キャッシュレス決済機の導入は対象になりますか？ | 対面で行うキャッシュレス決済は対象外です。対面によらない自動チェックイン機や、客室に設置されているタブレット等で精算できるシステム等であれば対象になります。 |
| 5 | 既存システムの改修経費は対象になりますか？ | 新たな非接触サービス導入に係る部分のシステム開発・改修費であれば対象になります。事前にご相談ください。 |
| 6 | 施設の拡張・内装工事や家具の購入等は対象になりますか？ | 対象外です。 |
| 7 | 大浴場への混雑度可視化システムの導入は対象になりますか？ | 大浴場や食堂等に行く前に客室等で確認できるシステムであれば対象になります。 |

| | | |
|--------------|---|--|
| 8 | 「直営の施設において実施する取組も対象」とのことですが、施設内のプールやスパ、ブライダルサロンも対象になりますか？ | 直営の施設であれば対象になります。 |
| 9 | アクティビティ等の遊びや体験も対象になりますか？ | 直営の取組であれば対象になります。 例：宿泊施設や宿泊施設周辺で行われる遊びや体験をオンライン等で案内する際に使用するタブレット等は補助対象になることもあります。事前にご相談ください。 |
| 10 | 手動の手指用消毒液のボトルは対象になりますか？ | 対象外です。自動消毒液噴射器であれば対象になります（消毒液そのものは対象外です）。 |
| 11 | 次亜塩素酸水生成装置やオゾン噴霧器は対象になりますか？ (手を消毒するものではなく、空間に噴霧するもの) | 対象外です。感染防止に有効かどうかは、経済産業省やNITE（独立行政法人 製品評価技術基盤機構）、厚生労働省等が行う評価に基づいて判断しています。 |
| 12 | マスクは対象になりますか？ | 対象外です。消毒液や布マスクも対象外です。 |
| 13 | フェイスシールドは対象になりますか？ | 従業員の方が使用される分のみ、対象になります。対象となる数は従業員の人数分となり、予備は対象外です。 |
| 14 | サーモカメラ（体温がわかるもの）の導入に付随するレコーダー、モニター、取付台等の購入は対象になりますか？ | 検温に使用することに用途が限定されるものであれば対象になりますが、対象の範囲は事前にご相談ください。 |
| 15 | 換気扇の新規設置は対象になりますか？ | 宿泊客が使用する部屋やスペースであれば対象になりますが、事前にご相談ください。また、空気の入替を意識した場所に設置してください。 |
| 16 | 通販で購入したのも対象になりますか？ | 対象になりますが、申請及び実績報告の際に追加書類をご提出いただく場合があります。 なお、送料等は対象外です。 |
| 17 | 消耗品は全て対象外ですか？ | 完了検査時にその物品を確認する必要があるため、使い捨てもしくは耐久性の低いものは対象外です。 例：使い捨てルームキー、リモコンカバーなど |
| 18 | 募集要領に例示されていないものは対象外ですか？ | 個別に判断させていただきますので、事前にご相談ください。 |
| 19 | 安全・安心を周知する広告宣伝はどういったものが対象になりますか？ | ちらし、ポスター、HP、グッズなどが対象になります。ただし、新型コロナウイルス感染症緊急対策のための補助金ですので、定期的に消毒している、空気の入替を行っているなど宿泊施設の安全・安心を周知するものに限ります。グッズの場合は、グッズに印字・刺繍するなどそれ自体が広告宣伝となるものであれば対象になりますが、配布用袋への記載のみであれば対象外です。また、多言語表記が望ましいと考えています。 |
| 対象経費と補助額について | | |
| 1 | 補助額の考え方を教えてください。 | 申請総額の3分の2以内（千円未満切捨て）、1施設あたり上限200万円です。 複数の施設を申請される場合は、施設ごとに申請総額の3分の2以内となります。 |
| 2 | 申請額の下限額はありますか？ | 下限の設定はありません。 |

③アドバイザー支援の対象事業等について

| | Q | A |
|------------|----------------------------|---|
| 対象事業について | | |
| 1 | どんな場合に活用できますか？ | 非接触型サービスを導入したいが、どんなサービスの方法や製品があるか分からない場合などにご活用ください。 |
| 2 | 募集要領はありますか？ | 募集要領はありません。ご不明な点があればお問合せください。 |
| アドバイザーについて | | |
| 1 | 専門家とは？ | 相談内容に応じて、中小企業診断士協会から中小企業診断士を派遣します。 |
| 2 | オンラインによるアドバイザー派遣も対象になりますか？ | 対象になります。 |